

## 確定申告のポイント<sup>(6)</sup>

連載の最後に、確定申告と時期が重なる贈与税の申告に触れる。

相続税は、人の死亡による財産移転に着目して課税することとしているが、生前に財産を移転されてしまうと相続税を課すことができない。そこで、生前の財産移転については贈与税を課し、相続税を補うこととした。それゆえ、贈与税は相続税の補完税であるといわれている。一方、相続時精算課税贈与は、相続税と贈与税の一体課税を目的として設けられている。

一般的に贈与税の税率は相続税に対して高いが、年間110万円までの基礎控除額などをうまく活用すれば、贈与税がかからず、相続税も軽減できる。

まず、扶養義務者相互間における生活費や教育だが、これらは日常生活に必要な費用であり、国民感情の面から適当でないため非課税とされている。よって、祖父母から学費の援助を受けた場合も、110万円の基礎控除とは無関係に非課税とされる。また、個人からのお中元、お歳暮、香典などで社会通念上相当なものも贈与税はかかるない。

### 暦年課税と相続時精算課税の違い

暦年課税	相続時精算課税
基礎控除： 毎年110万円	特別控除： 2500万円
税率： 超過累進税率	税率： 一律20%

## 基礎控除額など活用

おしどり贈与といって、20年以上連れ添った夫婦の間で居住用不動産（居住用不動産を取得するための金銭を含む）を最高2000万円まで非課税で贈与できる「贈与税の配偶者控除」の適用も検討したい。婚姻期間が20年以上の配偶者から居住用不動産を取得し、かつ居住の用に供している等の要件を満たせば、基礎控除と合わせて2110万円まで控除が受けられる。万が一、この制度適用後3年内に、贈与者である配偶者が死亡し、相続が発生したとしても、この規定適用に係る控除額（最高2000万円）については相続財産に算入されることはない。

相続時精算課税制度を活用した場合を考えてみよう。生前贈与が行われた場合、贈与財産の価額から特別控除額2500万円を控除でき、超えた残額の20%が贈与税額となる。相続の前倒してあるため、実際に相続が発生した場合には相続財産に加算することになる。もちろん既に納めた贈与税額は控除される。よって、2500万円以下の贈与で、相続税が発生しない場合には、贈与税もかからないため有効な制度だが、相続財産の多い人にとってはあまりメリットはないかもしれない。また、一度この制度を選択すると110万円控除の暦年贈与に戻れないと注意が必要だ。

いずれにしても、これらの適用を受けるためには、贈与年の翌年2月1日から3月15日までに申告書を提出しなければならない。贈与にはメリット、デメリットがあるが、うまく活用し節税したいものだ。

（ランドマーク税理士法人代表・清田幸弘）（おわり）